

平成26年第5回

遠軽町議会定例会会議録（第3号）

平成26年9月24日（水）午前10時00分開議

◎本日の会議に付議した事件

- 会議録署名議員の指名について
- 日程第33 認定第1号 平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について
(付託案件) (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第34 認定第2号 平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
(付託案件) 定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第35 認定第3号 平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
(付託案件) 認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第36 認定第4号 平成25年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に
(付託案件) ついて (決算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第37 認定第5号 平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決
(付託案件) 算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期中審
査)
- 日程第38 認定第6号 平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳
(付託案件) 出決算認定について (決算審査特別委員会審査報告、会期
中審査)
- 日程第39 認定第7号 平成25年度遠軽町水道事業会計決算認定について (決算
(付託案件) 審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第40 認定第8号 平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定について (決
(付託案件) 算審査特別委員会審査報告、会期中審査)
- 日程第41 農業委員会委員の推薦について
- 日程第42 意見案第1号 釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める
意見書の提出を求める意見書
- 日程第43 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を
求める意見書
- 日程第44 意見案第3号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書
- 日程第45 意見案第4号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正な

《平成26年9月24日》

どを求める意見書

日程第46 意見案第5号 平成27年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める
意見書

日程第47 常任委員会所管事務調査報告

日程第48 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

日程第49 議員派遣について

◎出席議員（15名）

議長	18番	前田篤秀君	17番	杉本信一君
	1番	今村則康君	2番	岩上孝義君
	3番	佐藤昇君	5番	奥田稔君
	6番	山田和夫君	7番	黒坂貴行君
	9番	岩澤武征君	10番	阿部君枝君
	12番	松田良一君	13番	竹中裕志君
	14番	秋元直樹君	15番	高橋義詔君
	16番	一宮龍彦君		

◎欠席議員（2名）

4番	稲場仁子君	11番	山谷敬二君
----	-------	-----	-------

◎列席者

町長	佐々木修一君	教育委員会 委員長	新山史賢君
代表監査委員	村瀬光明君	農業委員会 委員長	石丸政雄君

◎説明員

副町長	広井澄夫君	総務部長	高橋義久君
民生部長	村本秀敏君	経済部長	大河原忠宏君
経済部技監	中川原英明君	総務部参与	岡村宏君
総務課長	舟木淳次君	情報管財課長	中村哲男君
企画課長	加藤俊之君	財政課長	鈴木光男君
保健福祉課長	松橋行雄君	住民生活課長	渡辺喜代則君
税務課長	会津靖朗君	農政林務課長	澤口浩幸君
商工観光課長	伊藤雅彦君	ジオパーク推進課長	鴻上栄治君
建設課長	山本善宏君	建設課参事	内野清一君

《平成26年9月24日》

水道課長	久保英之君	会計管理者	小野寺健君
保育課長	菊地隆君	丸瀬布総合支所長	小谷英充君
白滝総合支所長	荒井正教君	生田原総合支所産業課長	大辻祐一君
教育長	河原英男君	教育部長	寒河江陽一君
教育部総務課長	大貫雅英君	社会教育課長	佐藤祐治君
教育部総務課参事	藤本陽一君	社会教育課参事	門脇和仁君
図書館長	佐川哲史君	監査委員事務局長	伯谷和昭君
農業委員会事務局長	安江陽一郎君	選挙管理委員会事務局長	伯谷和昭君

◎議会事務局職員出席者

事務局長	太田守君	事務局主幹	河本伸二君
庶務・議事担当係長	小玉美紀子君		

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本日9月24日は、休会の日ですが、決算審査特別委員会の審査が終了したことから、本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本日9月24日は休会を解き、本会議を再開することに決定いたしました。

ただいまの出席議員は14人であります。

なお、山谷議員、稲場議員より欠席の届け出があります。また、岩澤議員より遅れる旨の届け出があります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、今村議員、一宮議員を指名いたします。

◎日程追加の議決

○議長（前田篤秀君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎日程第33 認定第1号から日程第40 認定第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第33 認定第1号平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第34 認定第2号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第35 認定第3号平成25年度遠軽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第36 認定第4号平成25年度遠軽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第37 認定第5号平成25年度遠軽町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第38 認定第6号平成25年度遠軽町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第39 認定第7号平

平成25年度遠軽町水道事業会計決算認定について、日程第40 認定第8号平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

付託いたしました決算審査特別委員会から審査報告書が提出されております。決算認定8件について、委員長の報告を求めます。

黒坂決算審査特別委員会委員長。

○5番（黒坂貴行君） ー登壇ー

平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定及び各特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

平成26年第5回遠軽町議会定例会におきまして、本委員会に付託されました認定第1号平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定から認定第8号平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定までの8件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を9月16日に設置し、議会会期中の9月17日から22日までの間、3日にわたり決算審査を実施したところでございます。

決算審査期間中、理事者におかれましては、資料提供や担当職員の説明などに御協力をいただき、決算審査を効率的に進めることができましたことに対し厚くお礼を申し上げる次第でございます。

平成25年度の各会計歳入歳出決算認定8件につきましては、審査の結果、審査報告書のとおり指摘事項の意見を付して認定することに決定をしたところでございます。

それでは、各会計決算審査の結果について報告いたします。

まず初めに、成果説明書の事業の成果欄における表記の方法について、決算額の内訳の表記を詳細にすべきである。一例といたしまして、260ページの備品購入費は下記のようにお願いいたします。「備品購入費1,532万8,822円、図書・視聴覚・図書館システム更新ほか」とあるのは、図書購入費幾ら幾ら円、視聴覚資料幾ら幾ら円、図書館システム更新幾ら、その他幾らと作成すべきであります。

次に、認定第1号平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

町税の調定額は23億543万円で、収納率は91.0%、対前年度比0.8ポイントの減、収入未済額は2億771万円となっております。健全財政を進める上から、一層の収納率向上に努めるべきであります。

次に、認定第2号平成25年度遠軽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御報告いたします。

国民健康保険税の調定額は5億4,609万4,000円で、収納率は80.1%、対前年度比1.4ポイントの増、収入未済額は1億704万4,000円となっております。収入未済額は前年度より減少はしていますが、保険財政の健全化を図るため、さらに収納率向上に努めるべきであります。

次に、認定第7号平成25年度遠軽町水道事業会計決算認定について報告いたします。

《平成26年9月24日》

水道料金の収入未済額は1,949万2,000円、1,443件で、対前年度比、金額では26万7,000円、1.4%の減額となっておりますが、件数では50件増えております。今後とも収入未済額の増加が懸念されることから、収納強化に努めるべきであります。

次に、認定第8号平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定について報告いたします。下水道使用料は、調定額2億8,958万7,000円に対し、収納率98.3%で、対前年度比0.3ポイント減少しております。また、収納未済額は1,203万7,000円で、対前年度比、金額で87万9,000円、7.9%、件数で27件、2.9%の増加となっております。今後とも収入未済額の増加が懸念されることから、収納強化に努めるべきであります。

以上、報告いたします。

なお、細かな指摘事項につきましては、直接担当職員に申し上げておりますので、今後の予算編成、行政執行等に十分反映されるよう期待するところであります。

以上で、平成25年度遠軽町議会決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） 委員長への質疑は、行わないことになっております。

これより、一括上程した8件を採決いたします。

採決は、認定第1号平成25年度遠軽町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号平成25年度遠軽町下水道事業会計決算認定についてまで、決算認定8件を一括採決いたします。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第41 農業委員会委員の推薦について

○議長（前田篤秀君） 日程第41 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員、小野人司氏、中村肇氏が、平成26年10月8日をもって任期満了となるために、遠軽町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の規定により2名とし、遠軽町岩見通南3丁目1番地28、小野人司氏、昭和19年3月28日生まれ、遠軽町生田原278番地54、中村肇氏、昭和22年11月28日生まれ、以上の方々を推薦したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成26年9月24日》

したがって、議会推薦の農業委員会委員は、小野人司氏、中村肇氏を推薦することに決定いたしました。

◎日程第４２ 意見案第１号

○議長（前田篤秀君） 日程第４２ 意見案第１号釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

竹中議員。

○１３番（竹中裕志君） ー登壇ー

釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

平成１８年４月に始まった労働審判制度は、労働関係に関する紛争を裁判所において迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加している。しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判所は釧路地方裁判所本庁のみで、北見地域、網走地域の住民または企業が労働審判事件の申立てを行うためには、釧路市まで出向かなければならず、当地域においては時間的・経済的な負担を強いられることから、申立ての障害となっていることが推測される。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要望する。

釧路地方裁判所北見支部において、北見支部及び網走支部管内の住民、企業を対象とする労働審判事件の取扱いを開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年９月２４日。北海道遠軽町議会。

意見書の提出先といたしまして、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、衆参両議院議長、最高裁判所長官、札幌高等裁判所長官、釧路地方裁判所所長、釧路地方裁判所北見支部長であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第１号釧路地方裁判所北見支部における労働審判の実施を求める意見書を採決いたします。

《平成２６年９月２４日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第43 意見案第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第43 意見案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松田議員。

○12番(松田良一君) ー登壇ー

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。しかし、山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、自治体の存続自体が危ぶまれる事態も想定されている。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するため、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域の多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続など、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、国際的な気候変動対策の枠組みの合意ルールを最大限確保するため、森林整備の推進等のための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月24日。北海道遠軽町議会。

意見書の提出先といたしまして、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上、終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、提出者に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

《平成26年9月24日》

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第44 意見案第3号

○議長(前田篤秀君) 日程第44 意見案第3号軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○6番(山田和夫君) ー登壇ー

軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書について、読み上げ御提案をさせていただきます。

議員各位におかれましては、趣旨を御理解の上御賛同を賜りますようお願いを申し上げ御提案にさせていただきます。

本意見書につきましては、札幌市に本部を置きます北海道索道協会より上田会長の名前で、数年前にも実は遠軽町の議会に同様の意見書の提出を求められてまいりました。遠軽町も、町営でスキー場を経営する立場にありますことから、議会としても、この意見書送付に賛同いたしまして、意見書を実は可決をした経過がございます。

軽油引取税につきましては、平成21年度の地方税法の改正に基づき、平成23年3月末をもって課税免除措置が廃止をされる予定になっておりましたところ、索道事業者等からの強い要望を受けまして3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用制限を迎えることになっております。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に伴う圧雪車の燃料や降雪機の動力源として使用する軽油につきまして免税となっており、この制度がなくなれば経営環境をさらに圧迫をし、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧をされる現状でございます。本町におきましても、スキー場において安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しておりますし、利用者の減少等厳しい環境下にあるスキー場の経営維持に、軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

したがって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう軽油引取税の課税免除措置を継続されるよう強く求めるものでございます。

《平成26年9月24日》

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

意見書の提出先といたしまして、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣に対して意見書の提出先とさせていただきますよう求めております。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第45 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第45 意見案第4号軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

秋元議員。

○14番（秋元直樹君） —登壇—

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

軽度外傷性脳損傷は、頭部に衝撃を受け、脳内の神経線維が断裂するなどして発症する病気である。主な症状は、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下など複雑かつ多様である。この病態は、世界保健機構（WHO）において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されている。しかしながら、日本の医療においては知られておらず、またMRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、本人や家族、周囲の人たちに誤解が生じ、悩み、苦しんでいるケースが多々あることから、医療機関を初め、国民、教育機関への啓発、周知が重要と考える。

よって、国においては、現状を踏まえて、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

《平成26年9月24日》

1、業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。

2、労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3、軽度外傷性脳損傷について、医療機関を初め国民、教育機関への啓発、周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日。北海道遠軽町議会。

意見書の提出先としまして、衆参両議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上です。（発言する者あり）

訂正します。

提出先のところが、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。訂正いたします。

以上です。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係行政庁に送付いたします。

◎日程第46 意見案第5号

○議長（前田篤秀君） 日程第46 意見案第5号平成27年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤議員。

○3番（佐藤 昇君） ー登壇ー

平成27年度予算の充実・強化を求める意見書について、概要を一部読み上げて提案いたします。

《平成26年9月24日》

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、平成27年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められる。この見直しについては、多くの関係者及び関係団体からは、要支援者の介護の重度化及び介護労働者の処遇低下などの不安が指摘されてきた。また、平成27年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育士の配置基準の見直しや処遇改善などが極めて不十分な内容になっている。

よって、国においては、介護保険制度について、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招くことなく、子ども・子育て支援新制度について、保育の質を改善するために、以下の対策を強く要望する。

1、介護保険制度改正によって、保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下及び福祉労働者の処遇低下を招かないために、必要な予算を確保すること。

2、子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。

3、介護労働者及び保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月24日。北海道遠軽町議会。

意見書の提出先といたしまして、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第5号平成27年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係行政庁に送付いたします。

◎日程第47 常任委員会所管事務調査報告

○議長（前田篤秀君） 日程第47 常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員長の報告を求めます。

《平成26年9月24日》

初めに、総務・文教常任委員長の報告を求めます。

今村総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（今村則康君）　－登壇－

総務・文教常任委員会所管事務調査報告書について、読み上げて簡潔に御報告を申し上げます。

まず、総務・文教常任委員会の所管事務調査項目は、1項条例に関する事項から8項その他に関する事項まで8項目であります。

1項の条例に関する事項といたしまして、（1）から（4）の4点にわたって御報告をさせていただいておりますことを御理解をいただきたいと思っております。特に、（4）の町民憲章等の制定につきましては、合併後の新町において新たに定めるとされておりますので、合併10年の節目に向けて制定を急ぐべきだということで御報告をさせていただきました。

2項の財産管理に関する事項につきましては、（1）から（3）の3点にわたって御報告をさせていただきましたので、御一読をいただきたいと存じます。

3項の行財政に関する事項といたしまして、（1）から（2）の2点について御報告させていただきます。持続可能な自治体運営の確立を目指し、行政改革を推進するとともに、自治体運営の基盤となる新たな財政計画に立脚した行財政運営を推進すべきと考えております。また、財政健全化法を契機といたしまして、地方自治体が行っております政策及びその結果につきましては、積極的な情報公開と説明責任の向上を図り、住民への責務を十分に果たすべきと考えております。合併特例措置が平成27年度に終了いたしますことから、その後の財政運営を見据えた財政計画の立案を図るとともに、さらなる行財政計画に取り組むべきと考えております。行政評価につきましては、御一読をいただきたいと思っております。

4項の事務執行に関する事項といたしまして、（1）から（4）の4点について御報告をさせていただきました。中でも、（3）の人材の育成につきましては、高度多様化する事務事業について適切に対応できる資質と能力を備えるためには、これまで以上に政策形成能力の向上や専門知識の習得が求められております。本町におきましても、実務を基本とする法制執務を研修計画に取り入れ、町の未来を担える人材の育成事業に取り組んでいただきたいと考えております。また、（4）の組織機構の改革につきましては、町村合併10年の節目を契機として、本所、総合支所の在り方も含めて、地域の実情を踏まえた上で効率的な組織機構に見直すべきということで御報告をさせていただきます。

5項の学校教育に関する事項につきましては、（1）から（3）の3点について、3項目について御報告をさせていただきました。特に、（3）の小中学校の安全対策については、社会環境を反映して、電子メール、SNSソーシャルネットワークサービス等々IT機器を利用したトラブルが全国で発生していることから、児童生徒が安心して就学できるよう、時代に即した対策を早急に講ずるべきだということで御報告をさせていただきます。

《平成26年9月24日》

ます。

6項の社会教育及び文化に関する事項につきましては、(1)から(3)の3点について御報告させていただきました。特に、(3)の文化センター等建設については、長年の懸案事項であると同時に、生涯学習の拠点施設となり得ることから、町民の合意形成に努めていただきたいと考えております。

7項の社会体育及び健康づくりに関する事項につきましては、体育施設の整備について御報告をさせていただきました。町民ニーズに加えて、各種合宿誘致の観点からも、さらなる施設の整備、充実を図るべきであるということで御報告をさせていただきます。

8項のその他に関する事項につきましては、(1)及び(2)の2点について御報告をさせていただきました。(1)の総合計画の推進については、総合計画の指標施策について、事務事業の優先度、緊急度及び財政状況等を勘案しつつ、まちづくりの指針に民意を組み入れ、計画的に推進をすべきであるということで御報告をさせていただきます。

(2)の陸上自衛隊遠軽駐屯地等の増強、存続につきましては、自衛隊存地の地域に及ぼす影響等を十分に配慮いたしまして、第25普通科連隊の部隊増強及び遠軽駐屯地存続について、引き続き関係諸団体と連携し、積極的に要請活動を展開すべきであることを御報告させていただきます。

以上で、総務・文教常任委員会として所管事務調査報告といたします。

○議長(前田篤秀君) 次に、民生常任委員長の報告を求めます。

阿部民生常任委員長。

○民生常任委員長(阿部君枝君) ー登壇ー

民生常任委員会所管事務調査報告について、読み上げて御報告申し上げます。

民生常任委員会所管事務調査、1項から5項について御報告させていただきます。

まず1項、社会福祉に関する事項といたしまして、(1)から(4)の4点にわたって御報告させていただきます。特に、(2)高齢者福祉について、孤立化による孤独死など地域社会を挙げて取り組む課題であり、地域住民が行う見守りなど支援活動の充実を図るため、自治体が主体となって有効な対策を講じるべきである。また、空き店舗等を活用した高齢者の交流の場の促進に努めるべきであるということで御報告させていただきます。

2項、保健衛生に関する事項といたしまして、(1)から(2)の2点について御報告させていただきます。中でも、(2)地域医療体制について、医師不足による医療崩壊の兆しが深刻化しつつあり、安心して暮らせるまちづくりを進める上で医療の充実と維持、確保が最も重要である。また、専門医の不在による住民の不安を解消するためにも、早急に関係医療機関等と連携し、地域医療の将来を見据えた在り方を検討すべきであるとの御報告をさせていただきます。

3項、環境衛生に関する事項といたしましては、(1)生活排水対策について、水質保全や環境衛生等の観点から、未整備地区を含め、効果的な下水処理対策に取り組むべきであるとの御報告をさせていただきます。

《平成26年9月24日》

4項、住民生活に関する事項といたしましては、(1)から(2)の2点御報告させていただきます。御一読いただきたいと存じます。

5項、町税等に関する事項といたしまして御報告させていただきます。(1)町税等の収入未済額について、町民負担の公平性や納税秩序の維持のため、個々の実情や実態に応じたきめ細やかな対応が必要である。町行政の運営、住民サービス提供のため、滞納額の徴収対策を講じ、収納率の向上を図るべきであると御報告させていただきます。

以上で、民生常任委員会としての所管事務調査報告といたします。

○議長(前田篤秀君) 次に、経済常任委員長の報告を求めます。

黒坂経済常任委員長。

○経済常任委員長(黒坂貴行君) ー登壇ー

経済常任委員会所管事務調査報告書について、一部読み上げて報告いたします。

調査項目1番から9番まで、1番の農業及び林業に関する事項から9番水道事業に関する事項までございます。

まず一番目の農業及び林業に関する事項、5項目ございますが、(2)番の農畜産物の振興について、農畜産物の加工や地場産品を生かした産業の振興のため、独自産業への支援策を講じ、さらなる推進をすべきであります。また、遠軽農業振興公社につきましては、行政改革に伴う民間移行が先延ばしになったことから、農業と雇用を守る上で改善計画を作成し、移行期間を明確にすべきであります。林業、林産業につきましては、良質な水環境の保全など多機能保全向上のため、森林整備の強化を図りながら、林業生産の振興に努めるべきであります。また、林産物の有効利用については、地元材の利用を遠軽町地域材利用推進方針にできるだけ沿って推進すべきであります。

二番目の商工業及び観光産業に関する事項、3項目ございますが、商工業の振興について、商工会議所、商工会及び関係団体と連携、協議を図り、起業推進対策、商工業の振興策等を検討すべきであります。また、地場産業の振興を図るためにも、地域特産品の開発推進に努めるべきであります。観光産業の振興については、地域の特色ある観光資源や自然を生かしたイベントの充実に努めるとともに、関係団体と連携を図り、さらなる観光客誘致促進と経済波及効果に結びつく施策を慎重に推進すべきものであります。

三番目の消費及び労政に関する事項につきましては、3点ございますが、消費対策につきまして、地域経済の活性化を図るためにも、物産展等各種イベントを活用し、地場産品のPR並びに消費拡大を推進すべきであります。また、地元業者を積極的に活用し、地販地消を推進する施策を検討すべきであります。

四番目の道路及び河川に関する事項につきましては、4点ございます。特に、町道につきまして、円滑な交通アクセスを確保するため、重要度、緊急度を考慮した計画的な道路整備を推進すべきであります。また、市街地区域における生活道路(私道の整備)は、関係者等の理解、合意を得て、町道の認定を推進すべきであります。除排雪につきましては、主要道路、歩道及び交差点においては、できるだけ速やかに行い、事故防止に万全を

期すべきであります。特に、見通しの悪い交差点につきましては、速やかに排雪をすべきであります。

5番目の公営住宅に関する事項につきましては、住宅建設について、住宅建設コストを含め各地域の住環境の課題を考慮しつつ、遠軽町町営住宅長寿命化計画に沿って計画的な整備及び解体を推進すべきであります。

6番目の車両管理に関する事項、2点ございますが、町営バス事業につきまして、地域住民の足を確保するためにも、関係機関、団体等と協議し、利用者の利便性も考慮した運行体制の整備に努めるべきであります。

七番目の都市計画に関する事項、都市計画マスタープランの推進につきましては、効率的な土地利用を図るため、関係機関と連携を図り、総合的、計画的なまちづくりに努めるべきであります。

8番目の公共下水道事業に関する事項、2点ございますが、下水道処理区域につきましては、下水道処理区域内での効率性を高めるために、下水事業の普及促進を推進すべきであり、また未整備地区につきましては、計画的な整備に取り組むべきであります。

9番目の水道事業に関する事項につきましては、2点ございます。水道管の更新につきましては、老朽した水道管の更新は、長期的な見通しをもとに計画的に実施すべきであります。

以上で、経済常任委員会報告といたします。

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、各常任委員長の報告を終わります。

◎日程第48 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知

○議長（前田篤秀君） 日程第48 常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査通知を行います。

閉会中における各委員会の所管事務調査について、会議規則第73条第1項及び第2項並びに第75条の規定により、お手元に配付のとおり、各委員長から申し出があります。

岩澤議員が出席しております。

お諮りいたします。

本件について、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、各委員長の申し出のとおり決定することにいたしました。

◎日程第49 議員派遣について

○議長（前田篤秀君） 日程第49 議員派遣についてを議題といたします。

《平成26年9月24日》

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員派遣をしたいと思えます。

なお、細部については、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本件については、派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長(前田篤秀君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成26年第5回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 長 前田篤秀

署名議員 今村 貞康

署名議員 一宮 龍彦